

## 毒物及び劇物に関する法規

問1 次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しいものはどれか。

- 1 毒物及び劇物取締法第1条において、「この法律は、毒物及び劇物について、危険防止上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。」と規定されている。
- 2 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物劇物営業者以外の者に毒物又は劇物を販売してはならない。
- 3 毒物又は劇物の輸入業の登録は、営業所ごとに厚生労働大臣が行う。
- 4 毒物又は劇物の製造業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を新たに製造するときは、製造を始めた日から30日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

問2 次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しいものはどれか。

- 1 毒物又は劇物の製造業者が、毒物又は劇物の販売業を併せて営む場合において、その製造所及び店舗が互いに隣接しているとき、毒物劇物取扱責任者は、これらの施設を通じて1人で足りる。
- 2 毒物又は劇物の販売業者は、毒物劇物取扱責任者を変更する場合、その店舗の所在地の都道府県知事（店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長）に、あらかじめ、その毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。
- 3 毒物劇物取扱者試験に合格した16歳の者は、毒物劇物取扱責任者になることができる。
- 4 農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格した者でなければ、農業用品目販売業の店舗において毒物劇物取扱責任者になることができない。

問3 次のうち、毒物及び劇物取締法第10条の規定により、毒物又は劇物の販売業者が30日以内に届出をしなければならない場合の組合せとして正しいものはどれか。

- ア 店舗における営業を休止したとき
- イ 営業日を変更したとき
- ウ 毒物又は劇物を貯蔵する設備の重要な部分を変更したとき
- エ 毒物又は劇物の販売業者が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地を変更したとき

- 1 ア、イ
- 2 ア、エ
- 3 イ、ウ
- 4 ウ、エ

問4 次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しいものの組合せはどれか。

- ア 毒物劇物営業者は、登録票の再交付を受けた後、失った登録票を発見したときは、発見した登録票を廃棄しなければならない。
- イ 毒物又は劇物の製造業の登録を受ければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入することができる。
- ウ 毒物又は劇物の輸入業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。
- エ 毒物若しくは劇物又は毒物及び劇物取締法第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

- 1 ア、イ
- 2 ア、エ
- 3 イ、ウ
- 4 ウ、エ

問5 次の事業とその業務上取り扱う毒物又は劇物の組合せのうち、毒物及び劇物取締法第22条第1項の規定により、届け出なければならないものはどれか。

- |    | （事業）         |   | （業務上取り扱う毒物又は劇物） |
|----|--------------|---|-----------------|
| ○1 | 金属熱処理を行う事業   | — | シアン化カリウム        |
| 2  | しろありの防除を行う事業 | — | クロルフェナピル        |
| 3  | 電気めっきを行う事業   | — | 無水クロム酸          |
| 4  | ねずみの駆除を行う事業  | — | 三塩化砒素           |

問6 次の記述は、毒物及び劇物取締法第17条の条文である。□A□、□B□及び□C□に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

第十七条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を□A□、□B□又は□C□に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を□B□に届け出なければならない。

- |    | A   |   | B   |   | C            |
|----|-----|---|-----|---|--------------|
| 1  | 警察署 | — | 保健所 | — | 市町村（特別区を含む。） |
| 2  | 保健所 | — | 警察署 | — | 市町村（特別区を含む。） |
| 3  | 警察署 | — | 保健所 | — | 消防機関         |
| ○4 | 保健所 | — | 警察署 | — | 消防機関         |

問7 次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、誤っているものはどれか。

- 1 毒物又は劇物の製造業者が自ら製造した毒物又は劇物を販売するとき、毒物及び劇物取締法第12条第2項の規定によりその容器及び被包に表示しなければならない事項として、毒物又は劇物の成分及びその含量がある。
- 2 毒物劇物営業者は、劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。
- 3 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売したとき、毒物及び劇物取締法第14条第1項の規定により記載した書面を、販売した日から3年間保存しなければならない。
- 4 毒物劇物営業者は、毒物を貯蔵する場所に、「医薬用外」の文字及び「毒物」の文字を表示しなければならない。

問8 次の記述のうち、毒物及び劇物取締法上、正しいものはどれか。

- 1 特定毒物使用者は、特定毒物を学術研究の用途で使用することができる。
- 2 毒物又は劇物の輸入業者は、特定毒物を輸入することができない。
- 3 毒物又は劇物の販売業者は、特定毒物使用者に対し、すべての特定毒物を譲り渡すことができる。
- 4 毒物又は劇物の製造業者は、毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用することができる。

問9 次の記述は、毒物及び劇物取締法第15条の条文である。A、B及びCに当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。

第十五条 Aは、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

一 B未満の者

二 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

2 Aは、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及びCを確認した後でなければ、第三条の四に規定する政令で定める物を交付してはならない。

3 (略)

4 (略)

	A	B	C
1	毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者	— 十六歳	— 住所
○ 2	毒物劇物営業者	— 十八歳	— 住所
3	毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者	— 十八歳	— 職業
4	毒物劇物営業者	— 十六歳	— 職業

問10 次のうち、毒物及び劇物取締法施行令第40条の5の規定により、車両を使用して一回につき5,000キログラム以上運搬する場合に、その車両に保護具として保護手袋、保護長ぐつ、保護衣及び酸性ガス用防毒マスクを2人以上備えなければならないものはどれか。

- 1 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 2 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素6%以下を含有するものを除く。）
- 3 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 4 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの